

# 「外商投資企業の内部処分資産に関する 所得税処理問題について」

2005年12月1日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。  
なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

## 外商投資企業の内部処分資産に関する所得税処理問題について

国税函[2005]970号

中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法」およびその実施細則の関連規定に基づき、外商投資企業および外国企業が中国国内で機構の設立、所在地を有する場合(以下、「企業」と総称する)、内部処分した資産に関する所得税処理問題について以下のとおり通知する。

- 一、企業内部処分資産(各種の自家製および外部購入資産を含む)は、資産を国外に移転する場合を除き、収入と認定せず、関連資産の取得原価(原文:「歴史成本」)により引き続き計算する。
- 二、本通知第一項にいう内部処分資産とは、形式的にも実質的にも資産所有権の帰属に変更を生じない処分行為であり、以下の状況を含むが、これに限定されるわけではない。
  - (一) 資産を他の製品の生産、製造、加工に使用する
  - (二) 資産の形状、構造または性能の変更
  - (三) 資産用途の変更(例: 自社建設の商品不動産を自己使用あるいは経営へ変更)
  - (四) 総機構とその分支機構間の資産移転
  - (五) 上述の2つ、あるいはそれ以上の組み合わせ企業が下記の状況において他者へ資産を移転する場合、資産所有権帰属に既に変更が生じているため、内部資産処分には属さない。
  - (一) 市場拡大または販売促進に使用する場合
  - (二) 交際接待に使用する場合
  - (三) 従業員の奨励、福利に使用する場合
  - (四) 持分権の配当に使用する場合
  - (五) 外部に寄贈する場合
  - (六) その他資産所有権の帰属に変更を生じさせる用途に使用する場合
- 三、企業内部処分資産の流通税(増値税、営業税、消費税など)およびその他の税金に関する税務処理は、引き続き現行の関連規定により執行する。

国家税務総局

2005年10月14日